

日野市中小企業等賃上げ促進支援金



市内中小企業等に対し、
賃上げの促進、人材の定着を目的に、
支援金を支給します。



この支援金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

対 象

日本標準産業分類に定める「**建設業**」、「**製造業**」、「**運輸業、郵便業**」に属する事業を行っている中小企業等(※1)

主な要件

- (1) 市内の事業所等に常時使用する従業員(※2)を1人以上雇用していること。
- (2) 市内の事業所等で常時使用する従業員のうち1人以上の従業員について、基本給単価(※3)の賃上げ率(※4)が引上げ月の前月と比較して1.5%以上であること。
- (3) 賃上げ率の引き上げを**令和7年4月1日から令和8年8月31日まで**の間に行うこと。
- (4) 賃金を引き上げた常時使用する従業員に対して、引上げ後の賃金支給実績が最低1カ月以上あること。

※1 中小企業等 市内に本社又は事業所を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者及び市内に事業所を有する個人事業主。

※2 常時使用する従業員 労働基準法第20条の規定に基づくあらかじめ解雇の予告を必要とする者であって、かつ、週20時間以上の勤務を常態とする雇用保険法に基づく雇用保険の被保険者であり、次の各号のいずれにも該当しないもの。

ア 会社役員又は個人事業主

イ 日々雇い入れられる者

ウ 2カ月以内の期間を定めて使用される者

エ 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者

※3 基本給単価 中小企業等が雇用する従業員に対し支払うべき基本給(労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。)を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするもの。

※4 賃上げ率 引上げ前後の基本給単価の差額を引上げ前の基本給単価の額で除して算定したもの。

支給額

上限：1事業者当たり **250万円**

令和7年4月1日から令和8年8月31日までの間において、市内の事業所等で常時使用する従業員の賃上げ率が引上げ月の前月と比較して

▶ 2.5%以上の場合：1人当たり最大7万円(対象となる従業員20人目以降は1人当たり最大5万円)

▶ 1.5%以上2.5%未満の場合：1人当たり最大4万円(対象となる従業員20人目以降は1人当たり最大3万円)

申請方法・提出書類

以下の日野市中小企業等賃上げ促進支援金ホームページから募集要領をご確認の上、申請フォームからご提出ください。

※申請は1事業者につき1回限り

【提出書類】

- ①日野市中小企業等賃上げ促進支援金支給申請書兼請求書(第1号様式)
- ②支給対象従業員一覧(第2号様式)
- ③誓約書(第3号様式)
- ④支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ⑤賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
- ⑥(法人の場合)履歴事項全部証明書(3カ月以内のもの)(写し可)
- ⑦(個人事業主の場合)個人事業の開業・廃業等届出書の写し

※①③はフォームへ直接入力

申請期間

令和8年10月1日(木)から令和9年1月31日(日)まで

※予算に到達次第、期間内であっても受付を終了します。

支 給

申請内容を審査した後、支給の可否・支給額を決定し、申請者に通知します。
支給決定の場合は、申請時に記載された指定の口座に振り込みます。

支援金ホームページ

<https://hino-chinage.jp>

詳しくは
こちらから



お問い合わせ

日野市中小企業等賃上げ促進支援金支給事務局
(令和8年9月1日🔥から令和9年2月26日🏠まで)

☎ **050-8896-9510**

(9時～17時/土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

メール：support@hino-chinage.jp